

事後審査型制限付一般競争入札共通公告事項
(建設工事)

茨木市が実施する事後審査型制限付一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

なお、本公告は入札に参加するための共通事項を示すものであり、個々の入札に付する入札参加資格等については、別に公告する。

1 入札参加資格に関する事項

入札参加に必要な資格は、次の各号の要件をすべて満たしていること。

- (1) 本市の建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間が、茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (3) 茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (4) 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条の 2 に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が入札（開札）日において、有効期間が終了していないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (6) 発注する業務について、必要な建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条による許可を有する者であること。なお、参加する入札案件の開札日を起算日として 30 日以内に上記許可の有効期間が満了する場合は、更新に係る許可行政庁への申請手続きを当該開札日の前日までに完了していること。
- (7) 入札参加者は申請書類及び入札書の提出期間の末日までに、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 13 条第 1 項第 1 号の電子証明書（I C カード）を取得し、電子入札システムを利用するための登録（利用者登録）を電子入札システムにより完了していること。
- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理

の開始を命ぜられていない者であること。

(9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし更生計画又は再生計画の認可決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。

(10) 入札に参加しようとする工事の設計図書等を購入していること。又は茨木市電子入札システム発注案件一覧の「発注図書取得」からダウンロードすること。

(11) 次のア又はイに掲げる者は、同一工事の事後審査型制限付一般競争入札に参加することができない。

ア 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に掲げる親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者

イ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者

(12) 本市の建設工事入札参加資格者名簿に登載後、継続して 2 年目以上である者。

2 入札の制限に関する事項

(1) 手持ち工事（業務）の制限については、①、②のとおりとする。

ただし、この公告でいう業務とは、工事系の委託（除草、剪定）であって、測量及び建設コンサルタント等の委託ではない。

① 現に 5 件以上の手持ち工事（業務）を持っている場合は入札に参加できない。なお、手持ち工事（業務）とは、当該年度の事後審査型制限付一般競争入札により本市（水道部を含む。）と契約した工事（業務）（契約手続中を含む。）で、完成検査の完了していない工事（業務）をいう。

＊手持ち工事（業務）件数とは

・第 1・2 希望の契約件数の合計

・指名競争入札及び随意契約による発注工事（業務）は、手持ち工事（業務）の件数から除くものとする。

② 第 2 希望業種での落札件数の制限については、次のとおりとする。

第 2 希望業種での手持ち工事（業務）件数は 1 件とする（ただし、管工事については 2 件とする）。第 2 希望業種で、1 件（管工事は 2 件）手持

ち工事（業務）があるにもかかわらず、第2希望業種での入札に参加した場合の入札は「無効」とする。

- ③ 同一開札日の案件に対して入札できる件数は、次のとおりとする。

同一開札日の案件に対して入札できる件数は、技術者を専任で配置できる範囲内で、手持ち工事（業務）数の制限と合わせ次の表のとおりとする。

なお、入札できる件数を超えて入札した場合、入札できる件数の範囲内で、開札時間の早い順にその入札を有効とし、後に開札を行う案件については「無効」とする。

【同一開札日に入札できる件数】

手持ち工事 （業務）数	入札できる件数（市内業者）
なし	第1・第2希望（1件のみ※）合わせて5件
1件	第1・第2希望（1件のみ※）合わせて4件
2件	第1・第2希望（1件のみ※）合わせて3件
3件	第1・第2希望（1件のみ※）合わせて2件
4件	第1・第2希望 いずれか1件
5件	入札できない

※管工事は2件まで

- (2) 複数落札の制限等について

- ① 事後審査型制限付一般競争入札の落札候補者となった者は、その時点で同候補者の入札した同一開札日の全ての事後審査型制限付一般競争入札の落札候補者になることを制限します。
- ② 落札候補者は、落札候補者になったことにより手持ち工事の制限数に達した場合も、同候補者の入札した未開札の全ての事後審査型制限付一般競争入札の落札候補者になることを制限します。
- ③ 前記①及び②に該当した場合は、電子入札システム上で「無効」と表示します。

3 入札及び入札参加資格確認の申請に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより参加申請及び入札を行うこと。それ以外の方法による入札は受付しない。
- (2) 入札参加資格の確認について、申請時に行う基本的な資格審査と開札後に落札候補者から提出を求める入札参加資格要件確認書類に基づいて行う書類審査の2段階に分けて実施する。

- (3) 基本的な資格審査については、入札書受付期間終了後に行うものとし、審査結果は電子入札システムにより通知する。なお、当該審査の結果、入札参加資格がないと認められた者が既に行った入札は無効とする。
- (4) 入札参加資格を確認された者であっても、落札決定までに入札参加資格要件を満たさなくなった者は、入札参加資格を失うものとし、無効な入札とする。
- (5) 入札に参加しようとする者は、入札書等の提出書類を入札書受付期間中に電子入札システムにより同時に提出しなければならない。なお、入札受付期間中に提出されない場合は、本入札に参加することができない。

ア 提出書類

競争参加資格確認申請書／入札書

【添付書類】

事後審査型制限付一般競争入札参加申請書兼誓約書（指定様式）

積算内訳書（中内訳書含む）（指定様式）

資本関係・人的関係調書（指定様式）（該当する者のみ）

（注）ただし、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者は資本関係・人的関係調書の提出を要しない。

※① 事後審査型制限付一般競争入札参加申請書兼誓約書及び積算内訳書（中内訳書含む）は電子入札システムの発注案件一覧の「発注図書取得」からダウンロードすること。

※② 積算内訳書の金額は入札金額と一致させること。一致しない場合は無効の入札とする。

※③ 添付書類の記載誤り、漏れ又は添付誤りは無効の入札とする。

イ くじ用数値の入力

入札において、落札となるべき同一金額の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ用数値を使って電子入札システムによりくじ引きを行うので、必ず3桁の任意の数字を入札書のくじ用数値欄に記入すること。

4 設計図書等の取得及び設計図書に関する質疑の方法

(1) 設計図書等は、①又は②の方法のうち、入札公告に記載した方法により予め取得するものとする。

① 電子入札システム発注案件一覧の「発注図書取得」からダウンロードする場合。

取得期間

入札公告で示す期間

② 購入する場合

市が指定する設計図書等の販売を預託する業者（以下「指定販売店」という。）で購入する。

ア 設計図書等購入申込書をファクシミリにより購入予定日の前日の正午までに指定販売店に送付し、購入の予約申込みをすること。

イ 購入の予約申込み日時に、設計図書等購入申込書を持参し、指定販売店で購入すること。

ウ 購入時に、指定販売店から設計図書及び設計図書等購入確認書を受領すること。

なお、設計図書等購入後において、入札参加資格がないと認められたとき及び入札が中止又は不成立になった場合においても費用は一切返還しない。

(2) 設計図書等を購入しようとする（した）者は、指定販売店において、他の購入者又は予約をした者についての調査等を行ってはならない。調査等が行われたことを確認した場合は、当該行為に係る者が参加を予定している当該案件の入札参加資格を取り消しするとともに、指名停止の措置を行うものとする。

(3) 設計図書等に関して質問がある場合は、本市ホームページから質疑書の様式をダウンロードし、入札公告に示す期限及び提出先に提出すること。

① 提出方法

電子メールにより提出すること。（利用できない場合のみファクシミリによる提出を認める。）送信した場合は、電話により受信を確認すること。

② メールアドレス keiyaku@city.ibaraki.lg.jp

③ 質疑書に対する回答は、茨木市企画財政部契約検査課ホームページ「質疑回答公表」及び契約検査課事務室において公表する。

5 契約条項を示す場所

茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所本館6階
茨木市企画財政部契約検査課

6 入札方法等

(1) 入札参加者は、電子入札システムにより入札を行う。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1回とする。

(4) 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出した後は、入札書等の訂正及び撤回並びに入札の辞退をすることができない。

7 入札の中止等

(1) 基本的な資格審査の結果、入札参加資格を有すると認めた者の数が入札公告に示す数に満たない場合は、当該入札を中止する。

(2) 電子入札システムに障害が発生した場合又は不正な行為等により公正な入札が害されるおそれがあると認める場合は、入札の延期又は中止をすることがある。なお、中止となった場合でも、設計図書等の購入費用は申請者の負担とする。

8 開札

開札は、電子入札システムにより公告に示す日時、場所において行う。

9 落札候補者の決定

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(2) 最低の価格で入札した者が複数あるときは、電子入札システムによりくじを実施し、落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者への連絡は、電話にて行うものとする。

(4) 落札候補者については、電子入札システムにより公表する。

10 入札参加資格の事後審査

事後審査として落札候補者の入札参加資格の審査を行うので、次のとおり、入札参加資格確認申請書類等を提出しなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書類等

① 競争入札参加資格確認添付資料（指定様式）

② 同種・類似工事の施工実績調書（指定様式）

③ 配置予定技術者の資格・従事状況調書（指定様式）

④ 最新の経営規模等評価結果の総合評定値通知書の写し

⑤ 設計図書等を購入した場合は設計図書等購入確認書（原本）

⑥ 監理技術者の配置が必要な場合は、監理技術者資格者証及び指定講習

に係る監理技術者講習終了証の写し

⑦ その他工事ごとに定める入札公告において提出を求める書類

(2) 入札参加資格確認申請書類等の配布

指定様式は、茨木市企画財政部契約検査課のホームページからのダウンロードを原則とする。

http://www.nyusatsu.ebid-osaka.jp/pan/start.do?KIKAN_NO=0211&SCR_EEN_ID=PAN010

(3) 入札参加資格確認申請書類等の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限：提出を求められた日から起算して2日以内（土・日・祝日及び年末年始の休日を除く。）

② 提出場所：茨木市企画財政部契約検査課

③ 提出方法：持参による。なお、提出された書類の返却はしない。

(4) 落札候補者が提出期限内に入札参加資格確認申請書類等を提出しないときは、当該落札候補者を無効とする。

11 入札参加資格がないと認められた者に対する通知等

(1) 落札候補者の事後審査において入札参加資格に適合しないと認められた者に対しては、入札参加資格非適合通知書により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に非適合理由説明申請書により入札参加資格に適合しないと認められた理由について説明を求めることができる。

(3) (2)による申請があったときは、申請のあった日の翌日から起算して7日以内に回答するものとする。

12 最低制限価格を下回る入札

最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とする。

13 最低制限価格の公表時期

最低制限価格は契約締結後に公表するものとする。

14 入札の無効

(1) 茨木市財務規則第116条、第126条の6並びに茨木市電子入札心得書第5条第4項各号のいずれかに該当する者がした入札

(2) 市の指定する日時までに提出しない入札

(3) 入札に関する権限を委任されていない代理人のした入札

(4) 電子入札システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な

項目若しくは記述を入力した事項を含む入札

- (5) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (6) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (7) 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 談合その他の不正行為により入札手続を行ったと認められる入札
- (10) 同一の入札について、2 以上の入札をした者に係る入札
- (11) 同一の入札について、自己が入札参加者として参加しているにもかかわらず、他の入札参加者の代理をした者の入札
- (12) 同一の入札について、2 人以上の代理をした者の入札
- (13) 電子入札システムの不正利用及び I C カードの不正使用により行った入札
- (14) 入札に際して必要書類の提出をしない者のした入札
- (15) 入札参加資格の事後審査に際し、必要な書類を提出しない者が行った入札
- (16) 提出された積算内訳書に記載された額と異なる価格でした入札
- (17) 予定価格を公表した入札において、予定価格を上回る価格での入札
- (18) 同一入札に参加する者の関係（共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。）が、次のいずれかに該当する者が行った入札。ただし、開札日までに、該当する者である 1 者を除くすべてが入札を辞退した場合には、残る 1 者の入札は有効とする。
 - ア 親会社と子会社（会社法第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による親会社と子会社の関係にある場合）
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ウ 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合
 - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (19) 虚偽の申請を行った者がした入札
- (20) 前各号に掲げるもののほか、市が指示した条件に違反して行った者の入札

15 入札保証金

茨木市財務規則（平成 3 年茨木市規則第 15 号）第 114 条第 1 項第 3 号により免除する。

16 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

17 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社の公共工事履行保証証券及び履行保証保険又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）に規定する保証事業会社の保証書のいずれかの提供をもって納付に代えることができる。

18 配置技術者

(1) 監理技術者は、建設業法第 27 条の 18 に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。

(2) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは、原則として認めない。

なお、恒常的な雇用関係とは、入札日（開札日）現在で、3 か月以上雇用していることをいう。

(3) 配置予定技術者の資格・従事状況調書に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することができない。

(4) 営業所の専任配置の技術者は、原則配置予定技術者として申請できない。

19 現場代理人

現場代理人は、請負契約の適切な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、請負者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。また、工事現場に常駐しなければならない。

20 その他

(1) 入札参加者は、茨木市財務規則、茨木市建設工事事後審査型制限付一般競争入札実施要綱、茨木市設計図書有償頒布実施要領その他関係法令等を順守すること。

(2) 申請書及び提出書類に虚偽の記載をした場合は、茨木市建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止を行う。

(3) 1 (11)でいう「資本関係又は人的関係」とは、次のとおりとする。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合は除く。

①親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社である場合を除く。

①一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(4) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、入札（開札）の延期又は中止等の措置を講じることがある。

(5) 工事ごとに定める入札公告の予定価格が1億5,000万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の場合は、契約の締結について、議会の議決に付すべきものであるので、落札者と仮契約を締結し、議決を経た後に本契約とするものとする。

(6) 本入札について、談合その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど厳正に対応するものとする。

(7) その他

① 市長は、落札者が入札日から（仮）契約締結までに会社更生法に基づき更生手続開始の申立てを行った場合、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立てを行った場合、若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、当該（仮）契約予定の相手方としての資格を取り消すことができる。

② 市長は、仮契約の相手方が、締結した契約について議会の議決を得るまでに会社更生法に基づき更生手続開始の申立てを行った場合、破産法に基づき破産の申立てを行った場合、若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合、又は茨木市建設工事等請負

業者指名停止要綱に基づく指名停止を受けた場合は、当該仮契約を解除することができる。

- ③ ①及び②の場合において、落札者又は仮契約の相手方は、市長に対して何らの損害賠償を請求することはできない。
- ④ 下請施工を必要とする場合は、可能な限り市内業者へ発注するように努めること。
- ⑤ 工事の施工に必要な資材、建設機械等の購入等は、可能な限り市内業者へ発注するように努めること。
- ⑥ 市内業者とは、茨木市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者で、茨木市内にある本社、本店を有する者。

市外業者とは、茨木市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者で、上記市内業者以外の者。